

平成二十二年十一月二日受領
答 弁 第 八 六 号

内閣衆質一七六第八六号

平成二十二年十一月二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出複数回申請者の難民認定状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山内康一君提出複数回申請者の難民認定状況に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの平成十七年から平成二十一年の五年間に、法務大臣が、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第一項の規定による難民の認定（同法第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立てに対する決定によるものを含む。以下同じ。）を行った二百八名中、二回目以降の申請に対して難民の認定を行った者の数は、二十二名である。

二の1について

お尋ねの「数」は三百九十六人であり、「国籍」はトルコ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ミャンマー連邦等である。

二の2について

お尋ねの「平均受給期間」は約十二か月である。

三について

難民認定申請者に対する保護については、国際的に各国にも道義的責任がある重要な業務であると認識

している。今後とも、御指摘の「保護費」の支給を含め適正な保護が行えるよう、最大限の努力を続けていく所存である。